

杉並区議会個人情報の保護に関する条例（素案）の概要

○ 条例制定の目的と経緯

令和5年4月、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが適用されることとなりましたが、地方議会は、この法律の適用対象外とされ、独自の個人情報保護制度をそれぞれの議会ごとに設けることとされています。

このことから、区議会でも検討を重ね、条例を制定することとし、「杉並区議会個人情報の保護に関する条例」（素案）を作成いたしました。

○ 条例制定の基本的な考え方

個人情報の取扱いに関し、区議会側と区の執行機関（区長、教育委員会等）側で差異が生じないように、改正後の個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例の規定を参考に条例（素案）を作成しました。

○ 条例（素案）の骨子

1 総則（第1章）

条例の目的、定義、議会の責務について定めます。

目的

区議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人の権利利益を保護すること。

定義（主なもの）

「個人情報」

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの

- ・当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述（文書、図画、電磁的記録や音声、動作等で表された事項）により特定の個人を識別することができるもの
- ・個人識別符号（DNA等の生体情報やパスポート番号等）が含まれるもの

「保有個人情報」

議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの（文書、図画、電磁的記録に限る。）

「個人情報ファイル」

保有個人情報を含む情報の集合物であって、電子機器に保存されるデータベースや、紙資料であっても五十音順に記載されている等、容易に検索することができるもの

議会の責務

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとします。

2 個人情報等の取扱い（第2章）

個人情報を適切に取り扱うため、主に次のような事項を定めます。

- ・ 個人情報を保有するに当たっての利用目的の制限
- ・ 個人情報の不適正な利用の禁止、適正な取得
- ・ 保有個人情報の安全管理措置や漏えい等があった場合の本人への通知
- ・ 保有個人情報の目的外利用、外部提供の制限

3 個人情報ファイル等（第3章）

- ・ 個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表することを定めます。
- ・ 業務を新たに開始するに当たり、個人情報を収集するときは、個人情報登録簿を作成・公表することを定めます。個人情報登録簿には、業務の名称、個人情報の収集目的等を登録します。

4 開示、訂正及び利用停止（第4章）

自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続等について定めます。

開示請求の手数料

保有個人情報の開示請求の手数料の額は、無料とします。

保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とします。

開示決定等の期限

保有個人情報の開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して原則 14 日以内に実施します。ただし、開示請求書の不備の補正に要した日数や、議長及び副議長がともに不在の場合の不在日数は、当該期間に算入しません。

また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を 30 日以内に限り延長することができることとします。この場合、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間、理由を書面により通知しなければなりません。

開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求があった日から 44 日以内に、開示決定等が可能な部分についてまず開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとします。この場合において、開示請求者に対し、その理由及び残りの部分について開示決定等を行う期限について書面により通知しなければなりません。

訂正決定等及び利用停止決定等の期限

保有個人情報の停止決定等及び利用停止決定等は、その請求があった日の翌日から起算して原則 20 日以内に実施します。ただし、請求書の不備の補正に要した日数や、議長及び副議長がともに不在の場合の不在日数は、当該期間に算入しません。

また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を 30 日以内に限り延長することができることとします。この場合、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間、理由を書面により通知しなければなりません。

訂正及び利用停止請求の対象

訂正請求や利用停止請求の対象となる保有個人情報については、本人が開示を受けていない情報についても請求の対象とすることとします。

杉並区情報公開・個人情報保護審査会への諮問

保有個人情報の開示決定、訂正決定、利用停止決定等について審査請求があった場合は、原則杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければなりません。

5 雑則（第5章）

- ・未整理の保有個人情報に関する適用除外や、条例の運用状況の公表について定めます。
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができます。

6 罰則（第6章）

議会事務局の職員等に対する罰則を主に次のように定めます。

- ・正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- ・業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

7 施行日等（附則）

- ・令和8年4月1日に施行します。
- ・「杉並区議会情報公開条例」を改正し、情報公開決定等について審査請求があった場合は、本条例による保有個人情報の開示決定等について審査請求があった場合と同様に、諮問先を杉並区情報公開・個人情報保護審査会とします。
- ・その他、この条例の制定に伴う規定の整備を行います。

○ 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月～11月 パブリックコメントの結果公表
12月 議会へ条例案の提出
令和8年 4月 条例施行